

施設内の虐待・いじめ、ハラスメントに悩んでいませんか？

令和6年度福祉保健従事者向け研修

「虐待・ハラスメント防止研修」実施要綱 ～福祉の現場のハラスメント防止と職場の環境づくり～

1 ねらい

平成12年児童虐待防止法、平成18年高齢者虐待防止法、平成24年障害者虐待防止法が制定され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに、虐待の防止等の責務が課されたほか、虐待を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、平成30年には労働施策総合推進法において、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントの防止が大きく位置付けられました。近年では、ハラスメントの定義が多様化したことで、従来からある「セクハラ」「パワハラ」のみならず、「マタハラ」「モラハラ」といった様々なハラスメントに対処する責任が生じています。

一方、福祉保健施設で起こる様々な虐待やハラスメントは、被害者の人権を侵害し、心に大きな傷跡を残すだけでなく、生命の安全や心身の健康を脅かす事故にもつながっている現状があります。その他にも、福祉サービス利用者や働く人々の能力を十分発揮することを妨げるなど、福祉施設の安心・安全、健全な運営にも大きな影響を及ぼす恐れのある重大な課題の一つとなっています。

本研修では、福祉・介護の現場で起こりうるハラスメントのトラブル事例から、その対策方法を学ぶとともに、利用者・職員一人ひとりの人格・人権が尊重される、より良い環境づくりにつなぐことを目的とします。

2 受講対象

社会福祉施設、介護保険施設・事業者及び社会福祉協議会の管理職員等

3 期 日

令和6年9月2日（月）

4 受講定員

80名

5 研修会場

秋田県社会福祉会館10階大会議室（秋田市旭北栄町1-5）

6 受講料

秋田県社協会員施設の職員※（注1） 5,000円

秋田県社協非会員施設の職員 8,000円

※（注1）令和6年7月1日現在で会員登録されている施設・事業所の職員

※受講料は、事前にお振込みいただきます。振込手数料については、各自で御負担願います。

7 申込受付期間

令和6年7月16日（火）9:00～7月31日（水）

上記申込期間中に「研修受付システム」にログインの上、お申込みください。

8 受講可否

受講可否は、申込受付期間終了後、1週間以内にメールで連絡いたします。期日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが担当まで御確認願います。また、受講決定者には「受講決定通知書兼受講料請求書」をメールでお送りします。

〔日 程 表〕

日 時	研 修 科 目	
9 月 2 日 (月)	9 : 00～ 9 : 45	受 付
	9 : 45～10 : 00	オリエンテーション
	10 : 00～12 : 00	科目1 ハラスメントとは・・・。 ・福祉・介護の現場で起こっているハラスメントの実際 科目2 ハラスメントに関する組織の法的責任（裁判判例を含む） ・ハラスメントをめぐる退職・解雇などのトラブル ・被害者の人権侵害の代償 特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事 弁護士 大泉 力也
	12 : 00～13 : 00	昼食・休憩
	13 : 00～16 : 00	科目3 関係性を考える ・ハラスメントの定義の理解 ・自由な活動や前向きな支援に向けて 科目4 いいケアをするには関わるスタッフが最も大切 特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事 社会福祉士・スーパーバイザー 小湊 純一
	16:00～	研修アンケート記入ほか

【講師】

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目17-24 高裁前ビル5階

TEL 022-722-7225 FAX 022-722-7199

【講師所属法人活動概要】

障がい児・者や高齢者及びその家族並びに福祉・介護サービスに関わる経営者や職員に対して、権利擁護並びに福祉コンプライアンスの啓発に関する事業を行い、福祉・介護の増進に寄与することを目的として活動しているNPO法人です。

《留意事項》

(1) 新型コロナウイルス等の感染症対策

本会が実施する福祉保健研修は、感染症に対する重症化リスクが高い福祉サービス利用者への援助職者を対象としているものです。新型コロナウイルス等の感染予防の観点から、本年度の研修実施に当たり、当面の間、研修会場内でのマスク着用を求めます。

(2) 申込受付

受付期間内で定員の範囲内において先着順とします。申込受付期間内であっても、定員に達した場合は申込受付を締め切りますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 研修カード

全日程の受講を要件として修了証明をします。研修カードをお持ちの方は、当日御用意ください。お持ちでない方は、受付時にお申し出ください。

(4) 駐車場

会場となる秋田県社会福祉会館の駐車場は、当研修受講者の駐車を保証するものではありません。本会HP〔研修情報＞研修一覧（駐車場のご案内）〕から、秋田県社会福祉会館駐車場図、周辺駐車場地図を御確認ください。

(5) 昼食

受講者各自で準備願います。なお、別添業者による当日の弁当注文の受付が利用できません。（館内のレストランは令和6年2月末で閉店しました。）

(6) 空調

秋田県社会福祉会館では、環境への配慮及び節電・省エネルギーを心がけた空調を実施しております。受講者は研修開催時期の気候に応じ寒暖等が調整できる服装で参加してください。

(7) その他

今後の感染症等の状況によっては、研修を延期・中止する場合があります。開催に関して変更があった場合は、別途連絡します。

《研修に関する 問い合わせ・申込先》

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 施設振興・人材・研修部
（秋田県福祉保健人材・研修センター） 研修担当 佐藤（一）・浅利
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 7階
TEL 018-864-2775 FAX 018-864-2840
e-mail : kc@akitakenshakyō.or.jp

《会員及び入会方法等に関する問い合わせ先》

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 総務企画部 総務・企画情報担当
TEL 018-864-2711